# 科学技術の進展とポスト・ヒューマン論争

## 鈴木 彩 (人間学コース)

(指導教員:堂囿俊彦)

キーワード:生命倫理、生殖補助技術、エンハンスメント、人間本性

#### 序章

今日における科学技術の進展はめまぐるしい。私たちは毎日のようにニュースで新たな発見や開発を知り、人類の進歩を喜ぶ。現に、治療を超えて能力や形質をより優れたものに増進する「エンハンスメント」は、多くの反発や警告を受けながらも、その多くがすでに現実世界に普及し浸透してしまっている。例えば美容整形やドーピング、スマート・ドラッグなどがそうである。しかし、今後実験段階を終えて日常に普及する科学技術に対しても、我々はこれまでと同様の対応をしていてよいのだろうか。

本論文では、数多くあるエンハンスメント論争の中でも、特に生殖補助技術の進展に伴う倫理的論争を取り扱う。なぜならこの技術は、生命の誕生という私たちの最も根源的な現象に関わるゆえに、私たち人間の核となる部分を根本的に変えてしまう威力を持っているからである。具体的には、着床前診断による「優良な」胚の選別や、生殖細胞系列遺伝子介入によって「理想の」あるいは「完全な」子どもを創造しようとする試み(デザイナー・ベビーの出生)に関する是非を問うということである。

これらの技術の発展や普及に対して、我々は誰でも直観的に、多少の戸惑いを感じるだろう。我々のこの直観を論理的に主張しているエンハンスメント規制派の主張は、私たちにも受け入れやすく、安心感を与えてくれる。一方で、我々は人間の限界を超えて能力や機能を向上させるべきであるとするエンハンスメント推進派の主張も、一見過激であるものの、私たちの子どもの教育に対する姿勢や賢く健康的で強く美しくありたいという直観に即しており、決して無視したり軽視したりできるものではない。このようなエンハンスメントに関する様々な主張を、「ポスト・ヒューマン論」とも関連させつつ整理し、生殖補助技術をめぐる倫理的問題の核心に迫る。

また、これらの問題の検討を通じて、私たちは人間の本性の在り処を探ることが出来るだろう。この人間本性に関する定義は、冒頭に描いたような現代のさまざまなエンハンスメント問題の根底を成すものでもある。本論文では、これらにも応用可能な倫理的な枠組みを示すことができるだろう。

#### 第一章 エンハンスメント論争と生殖医療

第一章では、エンハンスメント論の始まり(第一節)とエンハンスメントの概念定義(第二節)について述べる。第一節は本稿では省略する。

エンハンスメントとは、「"正常性 (正常値)"の範囲を積極的に飛び越えて、より優れた能力獲得のために、人間の組織に対する医学的介入を加えることを意味する」。ただし、「正常性」を積極的に飛び越えると言っても、その「正常性」と「疾患」、「正常以上に優れた能力」との間には多くの曖昧な領域が広がっている。

そこで本論文では、エンハンスメントの概念分析を行った 伊吹・児玉の論文を手がかりに、提案されているさまざまな 定義と、それぞれの利点や難点を整理した。エンハンスメントの定義としては、治療とエンハンスメントに倫理的区別を つけるために概念的にも区別する考え方と、概念が曖昧で区 別が難しいことから、倫理的にも概念的にも両者を区別しないという考え方がある。しかし、前者は定義にあてはめると うまくかないケースが生まれるという難点を持ち、後者は倫理的区別をしない点が我々の直観とうまく結び付かない。よって、個別のケースに応じて概念定義も倫理的是非も多角的 に判断するべきだという児玉・伊吹らの意見を本論文では採 用した。つまり、本論文で取り上げる生殖補助技術それぞれ について技術や現状などを検討し、その上で倫理的是非を問 いたいということである。

## 第二章 生殖補助技術の歩みとそれに伴う議論の変遷

第二章では、生殖補助技術の開発の発端である畜産業界に おける生殖補助技術の進展の歴史と、ヒトへの応用の歴史を たどったうえで(第一節)、生殖補助技術の選別的側面につい て指摘し(第二節)、各技術に伴う倫理的な議論を3つの枠組 みに基づいてまとめ(第三節)、考察を加えた(第四節)。第一 節は本稿では省略する。

第二節では、子どもを得るという目的のため、そして患者 の身体的・精神的・金銭的な負担を軽減するために「高い着 床率・妊娠率・出産率を見込める配偶子や胚」の獲得を目指 して発展してきた生殖補助技術(人工授精・体外受精・出生

本要旨は、『2010 年度 静岡大学人文学部社会学科 卒論要旨集』第7号に掲載されたものを、本人の許可を得て掲載したものである。許可無く転載することを禁止する。

前診断・着床前診断など)によって、どのような選別が行われるようになったのか、行われる可能性があるのか、(1)胎児の選別(2)受精卵の選別(3)精子や卵子の選別の3つに分けて整理した。現在、特定の重篤な病気や障害を持って生まれる可能性のある胚および胎児の選別は行われており、配偶子に関しては望ましい遺伝的特性を備えた配偶子を選択できるようになっている。また、将来的には着床前診断などを利用できる対象が広まる可能性や、配偶子を遺伝子プロフィールによって選択できるようになる可能性がある。

第三節・第四節では、このうち病気や障害を持って生まれる可能性のある胚および胎児の選別についての倫理的な議論を(1)リプロダクティブ・ライツ(2)生命と人格(3)差別の3つの観点から整理し考察した。(1)リプロダクティブ・ライツの中で「カップルが健康な子どもをもてる最善の機会を与えるような適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利」が認められていることと、子どもの幸せを願って病気を防ぎたいという心情の妥当性によって、この選別は肯定できるが、(3)差別の助長の観点からこれを否定することも妥当である。両者の対立に結論を出すのは難しい。一方、胚が単なる生命であれば選別を肯定でき、人格であればその生存権のもとに選別は許されないという(2)の議論は、生命か人格かに結論が見出せないという問題がある。また、仮に人格だったとしても、生存権を持つその子どもに重篤な疾患や障害を負わせることは矛盾を抱えているようにも感じられた。

## 第三章 ポスト・ヒューマン論争と「望ましい生命」

第三章からは、望ましい特性を持った配偶子や胚を選択したり、作成したりすることを可能にする新しい生殖医療技術がもたらそうとしている諸問題について取り扱う。まず、「優れた生命を選択・作成する」しようとする動きがポスト・ヒューマン論という大きな流れの一部とも考えられるということを指摘し(第一節)、この新しい生殖補助技術の技術的進展を紹介したうえで(第二節)、「優れた生命を選択・作成する」ことに対する倫理的議論を第二章第三節と同様の3つの観点から整理・考察した((第三節・第四節)。

ポスト・ヒューマンとは、遺伝子工学やロボット工学・ナノテクノロジーなど先端科学技術の進展により、人間の能力の限界を超えて強化された高次の種を指す。先程から触れている「優れた生命」の究極の姿とも言えるかもしれない。このポスト・ヒューマンを目指すべきか否かという論争がポスト・ヒューマン論争である。私たちが新しい生殖補助技術の是非を問うとき、このポスト・ヒューマンの是非との関連は大きい。ポスト・ヒューマンの是非を問う上で、ポスト・ヒューマンを目指すことは人間の本性に従ったことなのか、人間の本性を揺るがすことなのかという問題がある。ダーウィンの進化論以降、人間の本性を精神や魂に見出し、人間特有の尊厳を信じる傾向が薄れ、人間も自然の選択の一部である

という見方が強まったと言える。それによって様々な角度から人間本性とはかくなるものであるという考え方が登場するが、共通して人間の変化の可能性に人間本性の重点を置いていることは注目に値する。このように、人間固有の尊厳から、人間の変化可能性へと人間本性に対する考え方が変化したことは、ポスト・ヒューマン論を後押ししている様に見える。しかし、このような人間本性分析は、人間の生物的で自然的な一面に焦点を当てすぎているのではないだろうか。今日私たちが生きているのは社会の中であり、人と人の間である。生物としての人間の強化は、私たちの生きる社会という基盤の強化にはたしてつながるのだろうか。

この点を念頭に置きながら、「優れた生命を選択・作成する」 新たな生殖補助技術を紹介する。遺伝子プロフィールによる 配偶子の選択と、着床前診断による胚の選択、生殖細胞系列 遺伝子介入による胚の遺伝子操作である。これらの技術に関 しても、(1)リプロダクティブ・ライツ(2)生命と人格(3)差 別の3つの観点から整理し考察する。

(1)リプロダクティブ・ライツによる選択の肯定は、望ま しい特質を備えさせる場合には不可能である。しかし、子ど もに対する教育の中で、子どもに望ましい特性を備えさせる ことは広く一般に行われている。ではなぜ配偶子や胚の段階 で意図してそのような特性を備えるよう手を加えてはいけな いのだろうか。この点に関わってくるのが、(2)(3)である。 (2)においては、新しい生殖補助技術の場合、第二章でみた ような胚の生存権に関わる問題は起こらない。しかし、第三 者の介入によって選択/操作された胚は、将来私たち同様一人 の独立した人間になることが決まっているにも関わらず、す でに自分自身の人生に対する重大な自己決定が第三者によっ て為されてことになり、人生の主体としての大切な権限が奪 われている。これは、子どものアイデンティティの保持にと って深刻な問題となるだろう。また(3)では、第三者によっ て介入された子どもの人格は、「作られたもの」として、作っ た側の人間から対等な人格とみなされない可能性を持つ。

このように見てみると、子どもの人格を侵害する様々な要因を根拠に選択や操作を否定することができるだろう。

# 終章

本論文の結論は、ダーウィン以降の生物学的な(自然科学的な)人間本性理解の流れに少し歯止めをかけて、改めて社会的な人間としての本性に立ち返ることで、より望ましい子どもを求める生殖補助技術の利用やポスト・ヒューマンをはじめ優れた特性を求める他の様々な動きに歯止めをかけるべきであるということである。それによって、私達がいま暮らしている、人々が互いに人格として対等に関係を築く社会を、さらによりよくしていくための議論が可能となるだろう。

本要旨は、『2010 年度 静岡大学人文学部社会学科 卒論要旨集』第7号に掲載されたものを、本人の許可を得て掲載したものである。許可無く転載することを禁止する。